

米国での油濁事故：カリフォルニア州 - カリフォルニア州賠償資力証明書 [COFR] 要件に関する規則の改正

こちらは、「[Member Circular No. 15/2014: California – Amendment to Regulations Relating to California Certificates of Financial Responsibility \[COFR\] Requirements](#)」(2015年1月26日付)の参考用和訳です。

メンバー各位

カリフォルニア州油濁予防対応局 (Office of Spill Prevention and Response [OSPR]) は先頃、カリフォルニア州の行政規則集である California Code of Regulations [CCR]において、賠償資力証明書の申請に必要とされる金銭的保証の証拠に関する規定を改正しました。この改正についてご留意いただくようお願いいたします。

以前の要件では、船舶運航者は、P&I 保険の更改に際し、新しい保険証書の写しを既存の保険契約の満了から 45 日以内に提出することになっていました。これまで CCR 中の、クラブへの加入による P&I 保険の証しに関するセクションに、P&I 保険の更改にかかわる規定は設けられていませんでした。カリフォルニア水域に入る 10 日前までに金銭的保証の証しを提出することを義務付ける規定はありましたが、それは、カリフォルニア州賠償資力証明書の新規申請や更新申請という場面で要求されていたものであったように思われます。しかし、新しい規則では上記のセクションに、「運航者は P&I 保険の満了に伴い、カリフォルニア水域に入る 10 暦日前までに新しい保険証書の写しを提出しなければならない」旨を明記しています。

この「10 日前」という要件は、2 月 20 日よりかなり前にすべての船主が更改交渉を完了し、新しい保険契約証書を保有しているはずだという誤った考えに基づいたものであるため、同要件については、国際 P&I グループが、カリフォルニア州の OSPR に対し、強い懸念を表明してきました。しかし、カリフォルニア州 OSPR はこれまでのところ、CCR 改正における当該要件を変更しておりません。

したがって、新しい保険契約証書の発行および OSPR への提出を上記の規則に準拠して実施できるよう、2 月 20 日前後にカリフォルニア州の諸港への寄港を計画されている場合には、2 月 20 日よりかなり前に次の保険年度の P&I 保険を更改しておかれることを推奨いたします。

上記の規則の全文を以下のウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.dfg.ca.gov/ospr/Law/index_ospr_regs.aspx

内容に関するご質問は、ガードジャパン株式会社(Email: gardjapan@gard.no)までお問い合わせください。

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO (最高経営責任者)

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、クラブとの紛争が生じた場合、常に原文である英文の解釈に依拠することとなります。ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。